

BusiNest「アクセラレーターコース」利用細則

(総則)

第1条 本細則は、「BusiNest利用規約」第15条の規定に基づいて定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という）がBusiNestにおいて実施する「アクセラレーターコース」を利用する者（以下「利用者」という）に対し適用するものとする。

(支援の内容)

第2条 機構がBusiNestにおいて実施する支援内容は以下のとおりとし、具体的な内容は利用者と相談の上、個別に決定するものとする。

- 一 経営戦略・事業戦略策定支援
- 二 ビジネスプラン（事業計画）作成支援
- 三 会社設立支援
- 四 事業計画の実行支援
- 五 販売促進ツール策定支援
- 六 マーケティング・営業活動支援
- 七 その他機構が利用者にとって必要と考える事項の支援

(利用者の資格)

第3条 利用者は以下のいずれかに該当する者で、かつ機構がBusiNestの利用を許可した者とする。

- 一 具体的な事業計画書を保有し、今後1年以内に事業化を予定している個人やチーム
 - 二 事業を始めて概ね3年以内のスタートアップ企業
 - 三 業態転換や新規事業に進出する事業計画書を保有している、または事業立ち上げ中の中小企業。なお、利用者が複数名によるチームの場合、少なくとも1名は専属で活動できる者であることを要する。
- 2 申込以前に利用者（「無料コース」を除く）であった者や法人は新たに利用申込できないこととする。

(利用料)

第4条 利用者の利用料は無料とする。

- 2 利用者は、アクセラレーターのためのスペースを第5条に定める利用期間に限り利用することができる。なお、スペースの利用にあたっての利用料は無料とする。

(利用期間)

第5条 利用期間は6ヶ月間とする。

(メンター)

第6条 利用者へ効率的かつ効果的な起業支援、起業家育成を行うため、メンターを設置する。利用者は必ずメンターからの支援を受けるものとする。

(アクセラレータースペースの利用)

第7条 第4条第2項のスペースは、複数の利用者が共同で利用することもできるものと

- する。
- 2 本スペース内の清掃は利用者が行うものとする。
 - 3 メールボックスを利用して郵便等を受け取ることができるものとする。なお機構は破損等による郵便物の紛失、盗難等の損害についてはその責任を負わないものとする。
 - 4 緊急時ならびに建物や設備の維持管理や保守点検など必要があるときは、利用者が利用するスペースに機構や業者が断りなく立ち入ることができるものとする。

(共用スペースの利用)

第8条 利用者は、BusiNest及び東京校内の以下の共用スペース等を、第5条の定める期間中、無料で利用することができる。

- 一 会議室
 - 二 交流コーナー
 - 三 ビジネスコーナー
 - 四 セミナールーム
 - 五 展示コーナー
 - 六 シャワー室
 - 七 コワーキングスペース
 - 八 東京校内にある図書館、食堂
- 2 会議室の利用を希望する者は、事前に会議室利用予定表に記載しなければならない。
 - 3 セミナールーム及び展示コーナーの利用を希望する者は、事前に利用申込書を提出しなければならない。
 - 4 共用スペースの清掃は機構が行うものとする。

(機器等設置の制限)

第9条 利用者は、第4条第2項に定めるスペースに自己所有の機器・物品等を設置するときは、事前に機構に届け出なければならない。

- 2 利用者は、前項の機器・物品等を自己のスペース以外の場所に放置してはならない。
- 3 機構は、第1項の機器・物品等が盗難、紛失、事故等にあつたとしてもその責任を負わないものとする。
- 4 利用者は、利用を終了する際には、第1項に規定する機器・物品等を撤去しなければならない。なお、撤去等に要する費用は当該利用者が負担するものとする。

(カードキーの管理)

第10条 機構は、利用者に対しカードキーを原則として1枚貸与するものとする。

- 2 利用者は、貸与されたカードキーについて責任を持って管理し、他者に貸与し、譲渡し、又は複写してはならない。
- 3 カードキーを紛失した場合は直ちに機構に連絡するものとする（再発行は有料）。
- 4 利用者が利用を終了する際には、カードキーを機構に返還しなければならない。
- 5 カードキーの取扱については、別途定めるものとする。

(車両等の乗り入れ)

第11条 利用者は、事前の申請により BusiNest 共用駐車場を利用することができるものとする。

(その他)

第12条 本細則の改正・変更等は、機構が行うものとし、その効力は利用者の全部に及ぶものとする。

2 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月以上前までにその内容を利用者に通知し、変更後の細則を利用者に交付するものとする。

附 則 本細則は、平成27年7月1日から実施するものとする。

附 則 本細則は、平成28年7月1日から実施するものとする。

附 則 本細則は、平成29年5月15日から実施するものとする。

附 則 本細則は、平成30年7月1日から実施するものとする。

附 則 本細則は、2019年5月1日から実施するものとする。